

## 別紙

### 令和2年度新潟市新津B&G海洋センター等 指定管理業務計画書

- 1, 施設整備にともなう利用の中止
- 2, 供用時間の変更
- 3, 大会・イベント時の会場保存について
- 4, 自主事業の実施
- 5, スポーツ事業の実施
- 6, 実施体制および配置スタッフ
- 7, 事前協議・再協議
- 8, 利用者（市民）への周知
- 9, 令和3年度（2021年度）の体育施設利用計画調整
- 10, 収支予算書

## 体育施設管理運営等の実施計画

指定管理施設の円滑な管理運営、来場者の快適な利用並びに利用の拡大に資するため、下記のとおり施設の利用中止、供用時間の変更、自主事業などを実施する。

### 記

#### 1. 施設整備にともなう利用の中止

##### 屋外施設について

- ・雨天時、またはコートが不良の場合は利用を中止する。
- ・大会実施前日を中心に、利用者に支障のない範囲において、利用を中止して競技施設の整備を実施する。

##### プールについて

- ・水温が 22℃を下回る場合は利用を中止する
- ・落雷の危険があると判断した場合は利用を中止する。  
(利用時間にかかわらず、利用を中止するプール利用中の方には返金で対応する。)
- ・清掃や点検等、プール室内の環境維持のため夏休みを除く月曜日は休館日とする。  
(月曜日が休日に当たる場合や大会などで、変更の必要がある場合は、その日以後においてその日に最も近い休日及び日曜日でない日を休館日とする。)

##### 予定

- ・ 6月 / 1日 15日 22日 29日
- ・ 7月 / 6日 20日
- ・ 8月 / 31日
- ・ 9月 / 7日 23日(水) 28日

##### 備考 (イベントの都合により日時変更の場合有)

- ・ 7月 / 13日 カヌー教室実施予定
- ・ 9月 / 6日 秋葉区民水泳大会とカヌー教室実施予定 一般休館

##### 施設全般について

- ・利用者に支障のない範囲において、利用を中止して施設維持管理作業を実施する。
- ・月に1度、臨時清掃を実施する。その際、1年間の清掃日を秋葉区地域総務課と協議の上決定する。なお、利用者の利用を円滑にするため、原則として、第2月曜日を休館日とし、祝日や大会などで、変更の必要がある場合は、第4月曜日とする。両日とも不可の場合は他の月曜日とする。

##### 予定

- ・ 4月13日
- ・ 5月11日
- ・ 6月8日
- ・ 7月13日
- ・ 8月24日
- ・ 9月14日
- ・ 10月12日
- ・ 11月9日
- ・ 12月14日
- ・ 1月25日
- ・ 2月8日
- ・ 3月8日

## 2, 供用時間の変更

大会・イベントに際して、主催者より要望があった場合は指定管理者の提案書のとおり協議の上、施設利用時間の繰上げおよび延長を実施する。

大会・イベントによる施設利用時間の繰上げおよび延長は以下のように取り扱う。

### 体育館について

利用時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設の利用時間は9:00から22:00までのうち利用の単位にあたる時間とする。</li> <li>②利用の単位は原則1時間の単位とする。</li> <li>③施設利用打合せ(利用日1ヶ月前まで)の際に最終決定する。</li> <li>④利用時間の繰り上げおよび延長は、必ず利用時間前までに行う。 ⇒他の利用者がいなければ延長は可能とする。</li> <li>⑤原則、決定済みの「一般利用者」の申込を変更させることはできない。</li> </ul>
繰上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設の利用開始時間は9:00とする。</li> <li>②利用の単位中に「大会・イベント」が終了できないなどの明確な理由があり主催者が希望する場合は、施設管理者と協議の上、開始時間を30分単位で繰り上げることができる。</li> <li>③利用時間内で開催できないなどの明確な理由がない場合は、開始時間を繰り上げることはできない。</li> <li>④施設利用打合せ(利用日1ヶ月前まで)で決定した繰上げ開始時間について、利用日の1週間前までは変更を可能とする。</li> </ul>
延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設の利用終了時間は22:00とする。</li> <li>②繰上げ②と同様の理由があり、主催者が希望する場合は、施設管理者と協議の上、終了時間を30分単位で延長をすることができる。</li> <li>③利用時間内で開催できない明確な理由がない場合は、終了時間の延長はできない。</li> </ul>

※ 利用時間の中には、準備・片付け・清掃の時間が含まれます。

※ 駐車場は、繰り上げた利用開始時間の概ね15分前から利用できます。

※ 施設への立ち入りは、繰り上げた利用開始時間からとします。

※ 使用料は前納とし、既納の使用料は原則として還付いたしません。

※ 利用申請書および使用料の支払いは、新津B&G海洋センター事務所にておこないます。

## 3, 大会・イベント時の会場保存について

大会・イベントの準備および開催が複数日にわたり会場の撤収をしない場合は以下のように取り扱う。

アリーナ トレーニング ルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>①主催者が撤収しないで会場保存を希望した場合は、指定管理者と協議の上、会場を保存することができる。</li> <li>②会場を保存する場合は、22:00までの使用料を徴収する。</li> <li>③大会・イベントの主催者立会いのもとで施錠する。</li> <li>④施設管理者は紛失等の責任は一切負わない。</li> <li>⑤現金・貴重品・飲食物・生き物・生ゴミの留め置きは禁じる。</li> </ul>
屋外施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>①日毎に使用料を徴収し原則一般利用者に貸し出しを行う。</li> <li>②主催者が撤収しないで会場保存を希望した場合は、指定管理者と協議の上、会場を保存することができる。</li> <li>③施設管理者は施錠後の紛失等の責任は一切負わない。</li> <li>④現金・貴重品・飲食物・生き物・生ゴミの留め置きは禁じる。</li> <li>⑤悪天候による中止や予備日など、競技施設を利用しない場合は施錠を継続する。</li> </ul>

#### 4, 自主事業の実施

下表のとおり実施する。

区分		詳細	価格 (税込)
有料サービス	コピー (両面印刷は2枚分) ※①	白黒 1枚 (A4・A3)	10円
		カラー 1枚 (A4)	50円
		カラー 1枚 (A3)	80円
	FAX ※①	送信 1枚 (A3まで)	50円
		受信	無料
	スポーツ用品	Tシャツ	1,500円
		キャップ	1,000円
		浮き輪 (レンタル)	100円
		ゴーグル	150円
		水遊び用オムツ	200円
	食品	販売用氷アイス	100円
	その他	随時、秋葉区地域総務課と協議	

※① 金額は、コンビニエンスストアの価格と同額で設定

#### 5, スポーツ事業の実施

NO	教室名	期日	対象	時間	内容	定員	参加費 (1回分)
1	はつらつ体操(月)	春・秋・冬	60歳以上	13:30～ 14:30	高齢者健康教室 ロコモ対策の運動を一部で実施	20名	600円
2	高齢者向け筋トレ教室	春・秋・冬		13:30～ 14:30			まとめ払い 500円
3	アシコシ教室	夏		13:30～ 14:30			
4	小学生運動教室(スポレク)	春・秋・冬	小学 3.4.5.6年生	17:15～ 18:15	小学生向けの運動・レク教室	30名	500円
5	小学生運動教室(トレーニング)	前・後期		25名		500円	
6	ヨガ教室	通年	15歳以上 (中学生除く)	10:30～ 11:30	ヨガ教室	40～50名	500円
7	小学生水泳教室	夏	小学 3～6年	検討中	泳ぎの習得	20名	400円
8	小学生水慣れ教室	夏	小学 1.2年生	17:00～ 18:00	水慣れから泳ぎの導入まで	20名	400円 もしくは3回1000円
9	水中健康運動	夏	60歳以上	検討中	高齢者健康教室	20名	300円
10	カヌー体験会	夏	小学生とその保護者	検討中	カヌーの体験	20名	200円
11	小学生運動教室(1.2年生)	通年	小学1.2年生	17:15～ 18:15	小学生向けの運動・レク教室	10～15名	500円
12	プラスワン	夏	全年齢	13:30～ 14:30	水泳アドバイス	なし	無料
13	運動指導教室	通年	小学生以上	随時 (対応可能時間)	利用者の希望する運動指導を追加で行う	対応可能人数	500円～
14	ミニバス教室	通年	未就学児と小学生	随時	専門コーチによるミニバス指導	各20名	5,200円
15	運動イベント	随時	種目による	随時、秋葉区地域課と協議			

※原則、実施について(8)のように周知をするが、専門性のある教室・教室の延長など広く周知する必要がない場合、周知を一部に限定する。

## 7, 事前協議・再協議

当実施方針に記載した施設利用中止及び自主事業等を変更又は追加等をするときは、事前に新潟市（担当：秋葉区地域総務課）と協議をおこなう。

## 8, 利用者（市民）への周知

指定管理施設の使用方法や事業計画および報告については、「市報にいがた」「区だより」掲載や施設内掲示などにより、利用者への事前周知を図る。

また、施設案内リーフレット「新津B&G海洋センター等のご案内」を準備し周知を図るとともに、管理運営を進める上で起きた変更点や改善点については、即座に修正を加え遅滞なく周知する。

## 9, 令和3年度（2021年度）の体育施設利用計画調整

【新津B&G海洋センター等の利用に関する業務について】にある、【1 施設等利用許可業務】【(1)利用の許可】に基づき実施する。

## 10, 収支予算書（次頁）

以上